

説明書

業務名	首都圏におけるコスメ展示会出展及び動画配信等業務委託
履行期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで
契約上限額	14,993 千円（消費税及び地方消費税を含む）
説明会	令和 7 年 7 月 1 日（火）14 時 30 分～15 時 30 分
仕様書等に対する質問書 提出期限	令和 7 年 7 月 3 日（木）17 時まで
参加資格確認申請書 提出期限	令和 7 年 7 月 9 日（水）17 時まで
提案書提出期限	令和 7 年 7 月 22 日（火）17 時まで
プレゼンテーション	令和 7 年 7 月 24 日（木）
最優秀提案者の決定通知	令和 7 年 7 月 30 日（水）まで
支払方法	受託者は前金払を県に請求可

1 説明会の開催

- （1）日時 令和 7 年 7 月 1 日（火）14時30分～15時30分
- （2）場所 WEB上での開催（上記時刻に後日指定する方法でアクセスすること）
- （3）申し込み

説明会参加希望者は、令和 7 年 6 月 30 日（月）17 時までに法人名（団体名）、説明会参加者名を記載した電子メールを、11 の問い合わせ先に送付し、申し込みを行うこと。なお、電子メールを送信した際は、担当課にメールが到達したことを電話等で確認すること。申し込み受領後、説明会への参加方法について電子メールで案内を行う。

2 仕様書等に対する質問について

- （1）仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書に対する質問提出期限までに、様式第 1 号に記入のうえ、11 の問い合わせ先に電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送信した際は、担当課に質問書が到達したことを電話等で確認すること。
- （2）質問事項は、様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載すること。

- (3) 質問応答の内容は佐賀県ホームページに掲載、又は参加資格確認申請書を提出した者すべてに電子メールにて送付する。

3 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書（様式第2-1号又は2-2号） 1部
- イ 共同事業体協定書（様式第2-3号） 1部 ※ 共同事業体の場合のみ
- ウ 誓約書（様式第3号） 1部
- エ 会社概要（パンフレット等で可） 1部

- (2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

※ 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 提案書及び添付資料について

- (1) 提出書類

- ア 表紙（様式第5号） . . . 6部
- イ 提案書（任意様式） . . . 6部
- ウ 実施スケジュール案（任意様式） . . . 6部
- エ 業務実施体制表（任意様式） . . . 6部
- オ 実績書（様式第4号） . . . 6部
- カ 見積書（任意様式） . . . 6部

- (2) 提出書類の記載内容等について

- ア 表紙

- ・ 様式第5号に必要事項を記載すること。

- イ 提案書

- ・ 仕様書「4 委託内容（1）～（4）」それぞれの項目において具体的に提案を行うこと。
- ・ ただし、契約上限額内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものとする。

- ウ 実施スケジュール案

- ・ 仕様項目及び事前調整などの詳細なスケジュールを記載すること。

- エ 業務実施体制表

- ・ 業務遂行にあたる責任者、担当者等の実施体制について記載すること。
- ・ 業務責任者及び担当者が保有する本業務の遂行に資するスキル、ノウハウ及び業務実績について記載すること。

- オ 実績書

- ・ 過去3年間で同種の業務を履行した実績（本業務実施にあたり有利となる業務実績）を様式第4号に記載すること。

- ・ 業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を1部添付すること。

カ 見積書

- ・ 業務内容毎の内訳を明示した書類を添付すること。
- ・ 見積書に記載する金額は、**見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。**

(3) 作成にあたっての注意事項

用紙のサイズはA4版とする。ただし、図表等についてはA3版の片面印刷で折り込みも可能とする。

(4) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

(5) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(6) 提出は持参又は郵送による。

(7) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

※ 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

5 プレゼンテーションについて

(1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないこと。

(2) 参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい）とし、時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑応答10分程度）を予定している。

6 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、審査委員で協議のうえ、審査委員長が最優秀提案者を決定する。

(4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

7 契約書について

(1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受

けた日から7日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

8 留意点

(1) 提出された資料は返却しない。

(2) 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年佐賀県条例第2号)に基づき、適切に管理するものとする。

(4) 本企画コンペの質問は、11の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

(5) 参加資格確認申請書を提出した後に、参加を辞退する場合は、速やかに11の問い合わせ先まで連絡するとともに、参加辞退届(様式第6号)を提出すること。

9 契約事項

(1) 佐賀県財務規則(平成4年3月31日佐賀県規則第35号)に基づき執行する。

(2) 契約保証金 公示に定めるとおり

10 添付書類

(1) 公示の写し

(2) 仕様書

(3) 評価基準

(4) 各種様式

ア 仕様書等に対する質問書(様式第1号)

イ 参加資格確認申請書(様式第2-1号又は2-2号)

ウ 共同事業体協定書(様式第2-3号)

エ 誓約書(様式第3号)

オ 実績書(様式第4号)

カ 提案書の表紙(様式第5号)

キ 参加辞退届(様式第6号)

11 問い合わせ

担当課 佐賀県産業労働部ものづくり産業課コスメティック産業推進室

住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話 0952-25-7397

電子メールアドレス monodukurisangyou@pref.saga.lg.jp